

Advantage Partnership Lawyers

商標登録とその判例

ハンセンという会社はモンスター・エナジー、または、モンスターと言う名で、エナジードリンクの売上げ世界第2位を占めております。しかし、このハンセンという会社はオーストラリアに輸入販売をしておりませんでした。つまり、オーストラリアで販売していない為、彼らの商標である「モンスター・エナジー」または「モンスター」を登録しておりませんでした。

そこへ目をつけたオーストラリアの現地法人ビックフォード社は、ハンセン社が市場開拓をしていないオーストラリア市場で、「モンスター・エナジー」という商標を使ってエナジードリンクの販売をオーストラリアで始めました。これを知ったハンセン社は、商慣習法52条と慣習法でビックフォード社を訴訟致しました。しかし、裁判所はハンセン社が豪州国内で市場開拓をしていない為に「モンスター・エナジー」または「モンスター」の商標がビックフォード社のコピーにより傷付けられたという判決には至りませんでした。その根拠として、裁判所は海外での評価はそのままオーストラリアの評価としてみなす事は出来ないと判断し、原告側であるハンセン社の訴状を却下致しました。また、裁判所はハンセン社が豪州国内で商標登録を怠った事がこのような事件を巻き起こす原因に至ったと判断致しました。

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一
アドバンテージ パートナーシップ法律事務所

(02) 9221 7555
legal.one@advantagepartnership.net
www.advantagepartnership.net